

松浦市内の保育施設等における避難情報発令時の対応基準

台風や大雨により避難情報が発令された場合、保育施設等〔保育所／認定こども園／地域型保育事業所〕においては、利用者や職員の生命と身体を守るための早急な判断と対応が求められることから、近年頻発する豪雨災害や、台風の接近に備え、松浦市内における保育施設等の対応基準について下記のとおり定める。

1. 市民がとるべき行動

発令される警戒レベル等の情報により、市民がとるべき行動は次のとおり。

なお、乳幼児は、災害対策基本法及び内閣府が公表する「避難情報に関するガイドライン」に基づき、【警戒レベル3／高齢者等避難】が発令された時点で避難行動をとるべき「要配慮者」として判断する。

警戒レベル	市からの情報	発令される状況	住民に求める行動
5	緊急安全確保 ※可能な範囲で 発令	・すでに安全な避難ができず、生命に危険が及ぶ状況（相当する気象情報） ・大雨特別警報 ・高潮氾濫発生情報	・生命を守るための最善の行動をとる。
～ ＜ 警戒レベル4までに必ず避難！ ＞ ～			
4	避難指示	・災害のおそれ高い（相当する気象情報） ・土砂災害警戒情報 ・高潮（特別）警報	・危険な場所から全員避難。 ・立退き避難がかえって危険と判断される場合は、近隣の安全な場所や建物内のより安全な部屋へ避難する。
3	高齢者等避難	・災害のおそれあり（相当する気象情報） ・大雨警報 ・洪水警報 ・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されているもの）	・危険な場所から要配慮者は避難 ・要配慮者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難するタイミングである。
2	—	・気象状況悪化（相当する気象情報） ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）	・ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認
1	—	・今後気象状況悪化のおそれ（相当する気象情報） ・早期注意情報（警報級の可能性）	・最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高める。

2. 発令時の対応

1) 夜間・早朝等、開園時刻までの間に発令された場合

警戒レベル (避難情報等)	避難情報発令区域内にある保育施設の対応基準
警戒レベル5 緊急安全確保	臨時休園（所） ・保護者に向けて、休園（所）する旨の連絡。
警戒レベル4 避難指示	
警戒レベル3 高齢者等避難	登園自粛及び休園（所）の検討 ※ 保護者へ家庭での保育が可能な場合は、登園を控えるように、また登園する場合は「速やかな迎えの依頼」に対応できるように連絡する。

【留意事項】

- ◇正午までに警戒レベルの引き下げ、または解除がなされ、開園（所）可能と判断する場合は、受け入れ態勢が整い次第その旨を保護者へ連絡する。
- ◇開園（所）時刻までに警戒レベルが下げられたり、発令が解除されたりした場合でも、危険が差し迫った状況にある場合は対応を継続する。
- ◇休園（所）を決定した場合は、松浦市にその旨を報告する。（以後、再開する場合も同様）事後報告可。
- ◇局地的な大雨により一部地域に避難情報が発令された場合においては、地域ごとに上表のと通りの対応とする。

2) 開園時間中に発令された場合

警戒レベル (避難情報等)	避難情報発令区域内にある保育施設等の対応基準
警戒レベル5 緊急安全確保	・あらかじめ保護者に周知している避難場所へ児童を速やかに避難。 ただし、他の避難場所又は施設内が安全と判断した場合は、その場所に避難させるか、施設内にとどまり必要に応じて垂直避難等の最善の対応を図る。 ・保護者への状況連絡と、“保護者の安全を最優先”に、できるだけ速やかなお迎えを依頼する。
警戒レベル4 避難指示	
警戒レベル3 高齢者等避難	・保護者へ警戒レベル3の情報が発令された旨の連絡。 ・事態の悪化を考慮し、避難行動の準備を行う。 ・危険を感じたら速やかに避難場所への避難や施設内での垂直避難など最善の避難行動を開始するとともに、保護者への状況連絡と、“保護者の安全を最優先”に、できるだけ速やかなお迎えを依頼する。

【留意事項】

- ◇警戒レベルが下げられたり、発令が解除されたりした場合でも、危険が差し迫った状況にある場合は対応を継続する。
- ◇休園（所）を決定した場合は、松浦市にその旨を報告する。（以後、再開する場合も同様）事後報告可。